

見附市地域防災計画 (原子力災害対策編)

令和7年5月

見附市防災会議

見附市地域防災計画（原子力災害対策編）

目 次

第1章	総則	
1節	計画の目的	1
2節	計画の性格	2
3節	計画の作成または修正に際し遵守すべき指針・想定	4
4節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	6
5節	原子力災害対策を実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	9
6節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱	13
7節	用語の解説	19
第2章	原子力災害事前対策	
1節	基本方針	21
2節	計画策定に係る関係機関等との協議・調整	22
3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	23
4節	情報の収集・連絡体制等の整備	24
5節	緊急事態応急体制の整備	28
6節	屋内退避、避難体制の整備	34
7節	複合災害時対応体制の整備	39
8節	緊急輸送活動体制の整備	42
9節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	44
10節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	46
11節	行政機関の業務継続体制の整備	48
12節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	49
13節	防災業務関係者の人材育成	50
14節	防災訓練等の実施	51
第3章	緊急事態応急対策	
1節	基本方針	53
2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	54
3節	活動体制の確立	61
4節	屋内退避、避難等の防護活動	77
5節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	85
6節	緊急輸送活動	86
7節	救助・救急、消火及び医療活動	88
8節	住民等への的確な情報伝達活動	89

9 節	自発的支援の受入れ等	92
10 節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	93
第 4 章 複合災害対策		
1 節	複合災害時における災害対策本部等の組織・運営	95
2 節	複合災害時における応急対策	97
第 5 章 原子力災害中長期対策		
1 節	基本方針	101
2 節	復旧・復興対応	102
3 節	被災者等の生活再建等の支援	104
4 節	産業等への支援	105
5 節	心身の健康相談体制の整備	106

策定 平成 25 年 3 月 18 日

修正 平成 26 年 5 月 27 日

修正 平成 28 年 5 月 31 日

修正 平成 29 年 5 月 25 日

修正 令和 元年 5 月 29 日

修正 令和 2 年 6 月 19 日

修正 令和 3 年 5 月 31 日

修正 令和 4 年 5 月 30 日

修正 令和 5 年 5 月 29 日

修正 令和 6 年 5 月 27 日

修正 令和 7 年 5 月 26 日

第 1 章 総則

- 1 節 計画の目的
- 2 節 計画の性格
- 3 節 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針・想定
- 4 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲
- 5 節 原子力災害を実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施
- 6 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱
- 7 節 用語の解説

1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、見附市（以下「市」という。）、新潟県（以下「県」という。）、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって見附市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

[対象となる原子力災害]

原子力事業者となる東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の原子炉の運転等（原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する災害。

2 節 計画の性格

1 見附市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、見附市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編（平成24年9月6日中央防災会議決定）、原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会策定）及び新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）（平成24年8月29日修正）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

さらに、新潟県内の市町村による原子力安全対策に関する研究会の検討結果である「実効性のある避難計画（暫定版）」の内容も反映している。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 見附市における他の災害対策との関係

この計画は、「見附市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「見附市地域防災計画（震災対策編、風水害等対策編）」に拠るものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

4 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民等への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

3 節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針・想定

1 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（平成24年10月31日策定）を遵守するものとする。

2 計画の基礎とするべき災害の想定

この計画の基礎とするべき災害は、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる原子力災害を想定する。また、市は、情報収集事態・警戒事態が発生した場合又は発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合においても、住民の不安や動揺及び社会的影響等を鑑み、国、県、関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応する。

なお、防護対策を実施するにあたって留意すべき事項は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。

(1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、事故による放出形態は必ずしも単一の形態によらず、発電所からの冷却水の漏えいによる場合など、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- ① 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生、又は拡大の防止が極めて重要であること。
- ② 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- ③ 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ④ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- ⑤ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していくことが必要である。

4 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲の区分

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において県内全域とされており、発電所の中心からの距離等に応じて以下のように区分されている。

区域・地域名	発電所からの距離 (目安)	基本の対応
PAZ：即時避難区域*1	半径概ね 5km	<p>発電所からの放射性プルーム*4（以下、「プルーム」とする）放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準*5（以下、「EAL」という。）による全面緊急事態等の発生後、避難指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難は、PAZ 外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね 30 k m 圏外への避難を実施する。</p> <p>なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設等に屋内退避することも容認する。</p>
UPZ：避難準備区域*2	半径概ね 5km～ 30km	<p>空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下、「OIL」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予想結果により、避難等の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径概ね 30 k m 圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。</p>

放射線量監視 地域 ^{*3}	UPZ 外	<p>UPZの外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。また、市町村によっては、避難者の受入れを実施する。</p>
----------------------------	-------	--

^{*1}:PAZとは、Precautionary Action Zoneの略称で、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、「即時避難区域」と定義づけている。

^{*2}:UPZとは、Urgent Protective Action Planning Zoneの略称で、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、「避難準備区域」と定義づけている。

^{*3}:放射線量監視区域とは、新潟県内全域のことであり、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において定めたものである。

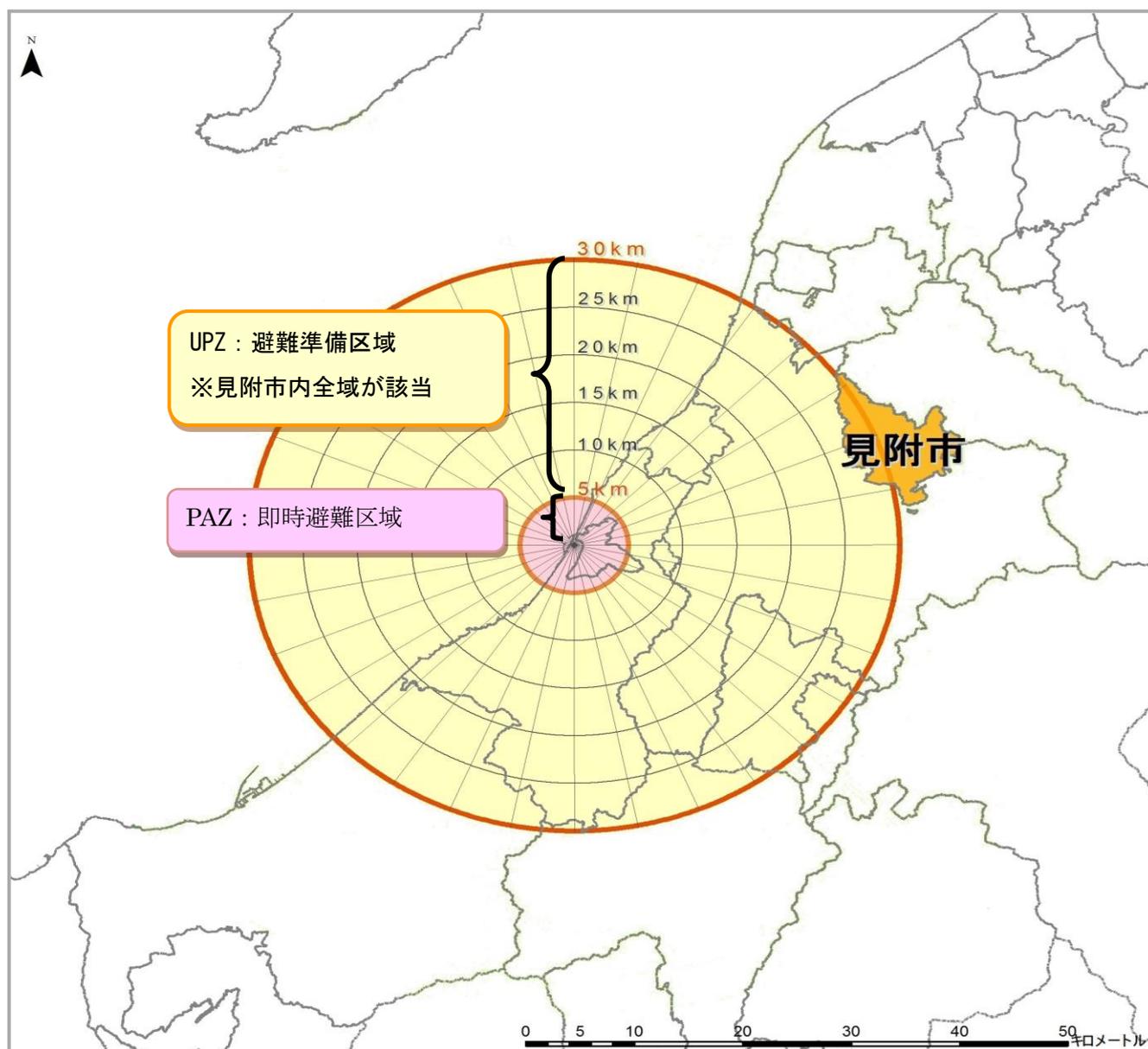
^{*4}:放射性物質が漏れると、これが大気とともに雲のように流れる状態で移動する場合があります、この放射性物質を含んだ大気を「放射性プルーム」という。

^{*5}:EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル 原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

2 見附市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

見附市における原子力災害対策を実施すべき地域は、下表のとおりとする。

区域・地域名	対象地区名
UPZ：避難準備区域*2	・市内全域



原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

5 節

原子力災害対策を実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針に基づく以下の区分のどれかに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ必要な防護措置を実施することとする。

OIL と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000cpm*3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000cpm*4 【1ヵ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL 2	表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	1 日内を目途に区域を指定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。

飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

*1:「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

*2:本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1 時間値) が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1 時間値) が OIL2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率 (1 時間値) が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

*3:我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120 Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計算率を求める必要がある。

*4: *3 と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/ cm^2 相当となり、計測器の使用が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

*5:「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの (例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳) をいう。

*6:実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

「原子力災害対策を実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施」

- *7:その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- *8:根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- *9:IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

出典：原子力災害対策指針 表3

6 節

防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、見附市地域防災計画（震災対策編）第1章2節に定める「市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

防災関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
見附市	1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること	企画調整課
	2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること	〃
	3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃
	4 安全協定に基づく現地確認及び意見交換に関すること	〃
	5 事故状況の把握及び連絡に関すること	〃
	6 市原子力警戒本部、市原子力災害対策本部及び市原子力災害現地対策本部の設置・廃止に関すること	〃
	7 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃
	8 国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること	〃
	9 他市町村及び関係機関への応援要請及び受け入れに関すること	〃
	10 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	〃
	11 環境放射線モニタリングに関すること	〃
	12 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること	〃
	13 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること	健康福祉課
	14 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること	企画調整課 農林創生課 上下水道局
	15 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	農林創生課
	16 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	〃
	17 市道の通行確保に関すること	建設課
	18 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	企画調整課
	19 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	まちづくり課
	20 防災業務関係者の被ばく管理に関すること	総務課
	21 汚染物質の除去及び除染に関すること	企画調整課
	22 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること	〃
		農林創生課

(教育庁)	23 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関する事	福祉保健部 農林水産部
	24 防災業務関係者の被ばく管理に関する事	原子力安全対策課 福祉保健部
	25 汚染物質の除去及び除染に関する事	原子力安全対策課
	26 各種制限措置の解除に関する事	// 福祉保健部 農林水産部
	27 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する事	原子力安全対策課
	28 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関する事	土木部
	29 損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関する事	原子力安全対策課 農林水産部 産業労働部 観光文化スポーツ部
	30 風評被害等の軽減に関する事	農林水産部 産業労働部 観光文化スポーツ部
	31 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関する事	農林水産部 産業労働部 観光文化スポーツ部
	32 心身の健康相談に関する事	福祉保健部
	33 物価の監視に関する事	総務部
	34 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関する事	保健体育課
	35 児童、生徒の退避及び避難に関する事	//
	36 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関する事	総務課
	37 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関する事	警備第二課
	38 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における立入制限、警戒警備に関する事	//
	39 交通規制、緊急交通路の確保に関する事	交通規制課
	40 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する事	警備第二課

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
指定地方 行政機関	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事	広域調整部広 域調整第二課
	2 警察庁及び他管区警察局との連絡調整に関する事	
	3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事	
	4 警察通信の確保及び統制に関する事	
北陸農政局	1 農地、家畜、農林水産物への影響に関する情報収集及び報告に関する事	企画調整室

指定地方 行政機関		2 農林産物の安全性に係る風評被害の防止に関する こと	
	東北経済産業 局	災害時における原子力災害合同対策協議会への 支援に関すること	総務企画部 総務課
	関東東北産業 保安監督部東 北支部	災害時における原子力災害合同対策協議会への 支援に関すること	電力安全課
	東京管区気象 台	気象、地象、水象に関する情報の収集及び伝達に 関すること	新潟地方気象 台観測予報課
	信越総合通信 局	災害時における非常無線通信の確保に関するこ と	陸上課
	新潟労働局	労働災害防止に関する指導監督に関すること	安全衛生課
	北陸地方整備 局	1 災害時における一般国道指定区間の通行確保 に関すること 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用 者に対する情報提供に関すること	防災課
	陸上自衛隊第 30及び第2普 通科連隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制 の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関 すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助 を最優先とした応急救援活動の実施に関する こと 4 緊急時モニタリングへの協力に関すること	第3科
指定公共 機関	東日本旅客鉄道 株式会社見附駅	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関 すること	新潟支社総務 部安全対策室
	日本貨物鉄道 株式会社	〃	新潟支店営業 課
	東日本電信電話 株式会社	災害時における緊急通話の確保に関すること	新潟支店設備 部災害対策室
	株式会社ドコモ CS新潟支店	〃	ネットワーク 部
	日本赤十字社	災害時における医療救護に関すること	新潟県支部事 業推進課
	日本放送協会	災害時における広報活動に関すること	放送部
	東日本高速道 路株式会社	災害時における高速自動車の輸送路確保に関 すること	新潟管理事務 所企画調整 グループ
	東北電力ネット ワーク株式会社 長岡電力センタ ー	災害時における電力の供給の確保に関すること	お客さまサー ビス課
	日本通運株式会 社見附営業支店	災害時における緊急輸送の確保に関すること	

指定地方 公共機関	日本郵便株式会 社見附郵便局	災害時における郵便業務等に関すること	総務部
	新潟交通株式 会社	災害時における緊急輸送の確保に関すること	乗合バス部指 導課
	越後交通株式 会社栃尾営業所	災害時における陸路による緊急輸送の確保に關 すること	
	刈谷田川土地 改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災 害復旧に	
	新潟運輸株式 会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に關 すること	
	中越運送株式 会社	〃	
	公益社団法人 新潟県トラック協会	〃	
	株式会社新潟 放送 (BSN)	災害時における広報活動に関すること	報道部
	株式会社新潟 総合テレビ (NST)	〃	報道制作部
	株式会社テレ ビ新潟放送網 (Teny)	〃	報道制作局
	株式会社新潟 テレビ21 (UX)	〃	報道制作局
	株式会社エフ エムラジオ新 潟(FM新潟)	〃	放送営業部
	長岡移動電話シ ステム株式会 社(FM長岡)	〃	
	株式会社新潟 日報社	〃	報道部
	社団法人新潟 県医師会	災害時における医療救護に関すること	事務局
その他の 公共機関	全国農業協同組 合連合会新潟県 本部	災害情報及び各種措置の伝達に関すること	総務部
	J A えちご中越 中越よつば森林組合 新潟県農業共済組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に關 すること 2 被災組合員に対する融資又はあっせんに関す ること	
	見附商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底	

		に關すること 2 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あ っせんに關すること	
社会福祉法人 見附市社会福 祉協議会		1 災害情報及び各種措置に關すること 2 ボランティアの斡旋及び調整に關すること	
一般建設業者		災害時における応急復旧の協力に關すること	
一般運輸事業者		災害時における緊急輸送の確保に關すること	
医師会		災害時における医療救護に關すること	
一般病院・医院		1 災害時における収容患者に対する医療の確保 に關すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に關する こと	

※見附市関係以外は新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）からの抜粋

原子力事業者の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
東京電力ホールディングス株式会社	1 原子力施設の防災管理に關すること 2 従業員等に対する教育、訓練に關すること 3 関係機関に対する情報の提供に關すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に關すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に關すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に關すること 7 防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に關すること 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に關すること 9 汚染物質の除去等に關すること	安全総括部 防災安全グループ

7 節 用語の解説

この計画における主な用語は次のとおりとする。

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
避難退域時検査（スクリーニング）	放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。
モニタリングポスト	放射線の連続モニタを備えた測定設備のこと。 （据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）
放射性物質の大気中拡散計算結果	緊急時モニタリングにより測定された放射線の数値から、原子力発電所周辺地域への放射性物質の拡散状況を取りまとめたもの。UPZ等における防護対策決定の参考情報として活用する。
放射性プルーム	原子炉施設において物理的防護壁が機能しない場合に周辺環境に放出される放射性物質（気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等）を含んだ空気の一団
屋内退避	自宅などに待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に留まることで被ばくを避けることを目的として実施するもの。
情報収集事態	国の原子力災害対策マニュアルに定められる原子力施設等立地市町村において震度5弱以上の地震が発生した場合のこと。
警戒事態	現時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常気象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要配慮者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。 この段階において、県は原子力災害警戒本部を設置する。
施設敷地緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。
原災法第10条通報	原災法第10条に規定する事象（原災法施行規則第4条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 （例） ①原子力事業所の境界付近で5 μ Sv/h以上の場合の放射線量が検出され

	<p>る状況、②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で5μSv/h相当の放射性物質が検出される状況、③実用発電用原子炉の運転を制御棒の挿入により停止することができない状況。</p> <p>(通報先) 官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、県、県警察、PAZ市村・警察署・消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官+安全協定県内全市町村</p>
原災法第15条通報	<p>原災法第15条に規定する事象(原災法施行規則第6条による)が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。</p> <p>(例) ①原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、5μSv/h以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分以上継続して検出、②管理区域以外の場所において500μSv/hを検出、③臨界事故の発生。</p> <p>(通報先) 内閣総理大臣、県+安全協定県内全市町村</p>
安全協定	<p>原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。</p> <p>(県内の事例) ○新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力(昭和58年10月28日締結) ○28市町村(立地市村を除く)・東京電力(平成25年1月9日締結)</p>
EAL	<p>Emergency Action Level: 緊急時活動レベル</p> <p>原子力災害対策指針では、事故が発生後、迅速に住民等の防護措置の実施を判断するため、原子力発電所等の施設の状況を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」の3段階の区分に分けている。緊急時活動レベル(EAL)は、事故が発生した際に発電所の状態がこれら3つの事態のどの段階に該当するかを判断するためのレベルである。</p> <p>緊急時活動レベル(EAL)は、原子力災害対策指針に記載された目安に基づき、各原子力事業者において発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALを設定した上で、「原子力事業者防災業務計画」に規定することとされている。</p>
OIL	<p>Operational Intervention Level: 運用上の介入レベル</p> <p>運用上の介入レベル(OIL)は、放射性物質放出後に迅速に防護措置を実施するため、緊急時環境放射線モニタリング等から得られる測定値等に基づいて防護措置の実施を判断する基準である。OILの具体的基準は、原子力災害対策指針に定められている。</p>
原子力災害対策指針	<p>原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定する地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。</p> <p>国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策にかかる計画を策定する際や当該対策を実施する際において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。</p>
要配慮者	<p>高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配</p>

	慮を要する者をいう。（災害対策基本法第8条第2項第15号関係）
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（災害対策基本法第49条の10関係）
避難経由所	広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難所への情報提供等の機能を有する施設。
緊急時応急対策	原災法第26条第1項1号から8号に示される事項で原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。 （緊急事態応急対策の例：放射線量の測定、被災者の救難、交通の規制、緊急輸送の確保、放射性物質による汚染の除去等）

(空白)

第2章 原子力災害事前対策

- 1 節 基本方針
- 2 節 計画策定に係る関係機関等との協議・調整
- 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 4 節 情報の収集・連絡体制等の整備
- 5 節 緊急事態応急体制の整備
- 6 節 屋内退避、避難体制の整備
- 7 節 複合災害時対応体制の整備
- 8 節 緊急輸送活動体制の整備
- 9 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備
- 10 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備
- 11 節 行政機関の業務継続体制の整備
- 12 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発
- 13 節 防災業務関係者の人材育成
- 14 節 防災訓練等の実施

1節 基本方針

本章は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

2節 計画策定に係る関係機関等との協議・調整

1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。また、原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

2 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集・連絡、地域ごとの防災訓練の実施、対策拠点施設の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携をとり、あらかじめ体制の整備を図る。

3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 関係機関等との連携強化

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

2 応急・復旧活動に必要な機材の確保

市は、燃料、発電機及び建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

3 公共用地、国有財産の有効活用

市は、避難所選定、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、市の公共用地の有効活用を図るものとする。

なお、市内の国有・県有財産についても有効活用できるよう、国、県に協力を要請するものとする。

4 節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ① 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ② 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先（指定地方公共機関等）
- ③ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ④ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、職員の派遣体制に整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会*と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

[非常通信協議会について]

同協議会は、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常無縁の円滑な運用を図ることを目的に設立された。非常時に備えた通信計画の作成や通信訓練の実施など、平常時から円滑な運用を目指した活動に取り組んでいる。

主な構成員は、総務省をはじめとする各省庁のほか、都道府県、市町村、電話・ラジオ・テレビ等の民間事業者である。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、防災行政無線、携帯電話及び業務用移動通信等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、関係機関等からの意見聴取や連絡・調整等を行うため、必要に応じて関係機関等の職員を災害対策本部に出席させる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国、県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、人口・世帯数等の社会環境に関する資料等を整理するとともに、原災法に基づき原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画を備えるなど、防災上必要とする資料を整理する。また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

3 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 防災行政無線の整備

市防災行政無線については、移動系防災無線の整備・充実に努めるとともに、同報系防災無線の設置を促進する。なお、この場合、同報系防災無線にあっては、可聴範囲外地域の解消に努めるため、消防救急デジタル無線を利用したサイレン及びスピーカーの整備を進めるものとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国、県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

① 衛星携帯電話、公衆無線LANサービス等の活用

市は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、公衆無線LANサービスの導入により、通信手段の多重化を図る。

② 緊急速報メールの活用

市は、電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用を促進する。

③ 地上デジタルデータ放送の活用

市は、放送事業者と協力し、データ放送の原子力防災への活用に努める。

(3) 災害時優先電話等の活用

市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(4) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

(5) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

5 節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1 職員参集体制の整備

市は、安全協定に基づくトラブル情報の頻繁な通報が発生した場合、情報収集事態・警戒事態の発生を認知した場合、発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

2 職員配備体制の整備

市は、職員の配備レベルに基づき、警戒態勢、警戒本部、災害対策本部、現地災害対策本部等の配備体制及び動員体制を整備するものとする。

また、警戒態勢、警戒本部、災害対策本部、現地災害対策本部等について、次の点をあらかじめ定めておくものとする。

- ① 設置基準
- ② 設置場所
- ③ 組織
- ④ 事務分掌
- ⑤ 職員の派遣方法
- ⑥ その他必要事項

※配備体制等については、第3章3節「活動体制の確立」参照。

3 対策拠点施設における体制の整備

(1) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画等に係る職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国が現地事故対策連絡会議を原子力防災センター（オフサイトセンター）において開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、原子力防災センター（オフサイトセンター）への派遣手段等を定めておくものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国及び県とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。

市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、国の防災基本計画では、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会の下に緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係周辺都道府県、市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

[原子力災害合同対策協議会の構成]

同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、県警察、消防機関、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

また、市は、屋内退避又は避難のための立ち退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村等との消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口及び連絡の方法の整備に努める。

7 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

[県の対応]

県は、市町村の区域を越えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、平常時から、市町村と緊密な連携を図ることとされている。

また、県は、市町村の区域を越えて避難する住民の避難所の選定、市の避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援することとされている。

9 対策拠点施設の活用

市は、国及び県とともに対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

10 モニタリング体制等

緊急時環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）のために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

また、市は、緊急時モニタリング結果のデータを共有した上で、速やかに住民に周知するための体制を整備する。

11 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

13 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分が出来ない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

14 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

6 節 屋内退避、避難体制の整備

1 屋内退避・避難の方針

市は、放射性物質放出前に緊急的に避難を実施する PAZ とは異なり、UPZ に該当する。そこで、市は、原子力災害指針に基づき、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とした対策を実施し、市が避難指示区域になった場合には、風向や距離等を考慮した段階的な避難を実施するよう、屋内退避、広域避難等の計画を整備するものとする。

2 屋内退避体制の整備

市は、屋内退避が必要な場合に備え、屋内退避指示時の行動計画を具体的に定めておくものとする。また、この場合、状況に応じた安定ヨウ素剤の服用等の防護措置や事態の進展による広域避難を考慮する。

3 安定ヨウ素剤の配備体制

市は、県と協議の上、国による安定ヨウ素剤の服用を指示された際、迅速に住民へ配布するため、関係機関等の協力のもと、最も効率的な備蓄場所を選定するものとする。

4 気象情報の入手体制

市は、新潟地方気象台や民間事業者等との連携を図り、屋内退避・段階的な避難などの防護対策の意思決定に必要となる風向きや雨・雪などの気象情報を適切に入手できる体制を整備する。

- ・新潟地方気象台ホームページ等による迅速な気象情報の入手
- ・気象情報を取り扱う民間事業者との連携による多方面からの気象情報の入手

5 避難誘導、移動手段等の確保

市は、自動車避難を前提とし、以下に掲げる事項に取り組む。

(1) 避難誘導資機材の確保

国、県及び関係市町村と協力し、住民の避難誘導に必要な資機材の確保を図るものとする。

(2) 自家用車以外の避難手段の確保

自家用車で避難できない住民のために、バス等の車両のほか、船舶や鉄道、ヘリコプター等の避難手段を確保するため、関係機関と適切に調整を図るものとする。

(3) 交通手段を持たない住民の把握

迅速に避難用車両等を要請するため、住民の避難方法や避難時の集合場所の検討と合わせ、交通手段を持たない住民の把握に努めるものとする。

(4) 自家用車両等の燃料の枯渇防止

東日本大震災の教訓を踏まえ、住民に対しては、避難時に自家用車両等の燃料の枯渇を防ぐため、日頃から燃料の残量に気を配るよう啓発を行うものとする。

(5) 交通情報等の適切な入手

国、県及び東日本高速道路（株）等から、渋滞等の交通情報や道路情報等を適切に入手する体制を整備するよう努めるものとする。

6 避難所等の整備

市は、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

また、市は避難所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国、県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。

併せて、男女双方及びLGBTQ+（性的少数者）の視点や、要配慮者のニーズについても十分配慮する。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局、民生部、福祉保健部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒薬、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

7 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

市は、県の協力の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。

- ① 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
- ② 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。
- ③ 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

また、市は、震災等自然災害対策と同様に、平常時より、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報共有を図ると共に、必要に応じて避難誘導や搬送体制の整備を図るものとする。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者

名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は避難行動要支援者名簿を作成している者について、個別避難計画を作成するよう努める。

在宅の要配慮者の避難・屋内退避が近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ避難行動要支援者名簿および個別避難計画に基づいて、避難支援体制を整備する。

[医療機関との連携]

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

[社会福祉施設との連携]

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

8 学校等施設における体制の整備

市は、児童、生徒、学生や就学前の子どもたちが安全かつ確実に屋内退避等を実施するために、災害発生時における学校施設、幼稚園・保育園・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が実施する保護者への情報伝達体制や、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者及び誘導方法等に関する避難計画を作成するものとする。

9 不特定多数の者が利用する施設に係る体制の整備

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

10 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難及び退避のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難・退避状況を的確に把握するため、県警察、消防機関等関係機関とあらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意し、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

11 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

12 屋内退避、避難場所・避難方法等の周知

市は、屋内退避の方法、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない時は、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

屋内退避の徹底や避難の迅速な実施のためには、具体的な屋内退避計画、避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となるため、国、県及び原子力事業者の協力の下、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な屋内退避、避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

7 節 複合災害時対応体制の整備

1 計画の方針

市は、複合災害時に備えて、必要な体制を整備する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 対策拠点施設への職員派遣

市は、複合災害時においても、必要な職員を災害対策拠点へ確実に派遣するため、複数の派遣経路及び手段を整備するものとする。

(2) 広域応援体制の整備

市及び県は、大規模自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域的応援体制を整備するものとする。

(3) 資機材等の搬送体制の整備

市及び県は、応急対策に必要な資機材について、複合災害時にも確実に搬送できるよう、搬送経路及び搬送手段について体制を整備するものとする。

3 情報の収集及び連絡体制等の整備

市は、複合災害時においても、国、県、関係市町村、関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集、連絡体制及び通信手段を整備するものとする。

4 原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、県と協力し、複合災害時に住民等が取るべき行動について、普及啓発活動を行うものとする。

5 研修及び訓練の実施

市は、本章第13節に定める研修及び第14節に定める訓練を実施するにあたっては、複合災害時の対応についても考慮するものとする。

6 緊急時モニタリング体制の整備

市は、国、県等が実施する複合災害時における緊急時モニタリング体制の整備に協力をする。

[県の対応]

県は、大規模自然災害等による道路等の被災、モニタリング設備・機器等の被災及びモニタリング要員の不足等に備えて、代替手段や活動等の体制を原子力規制庁の動員計画を踏まえて整備する。

7 原子力災害医療体制の整備

市は、国、県等が実施する複合災害時における原子力災害医療体制の整備に協力する。

[県の対応]

県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備することとされている。

県は、複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないよう、あらかじめ体制を整備することとされている。

8 屋内退避、避難実施体制の整備

(1) 屋内退避・避難誘導計画の整備

市は、屋内退避・避難誘導計画の作成にあたり、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう県の支援のもと、計画を作成するものとする。

(2) 避難所等の設置運営

市は、県と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

[県の対応]

県は、複合災害時における広域的な避難に備え、避難市町村以外の市町村に対し、避難の受入体制や避難経由所、避難所の運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、体制を整備することとされている。

9 緊急輸送活動体制の整備

市は、県と協力し、複合災害時における緊急輸送活動に備えた搬送路及び搬送手段の体制を整備するものとする。

[県の対応]

県は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難がとれるよう、関係機関と必要な体制を整備することとされている。

10 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、複合災害時においても、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備するものとする。

[県の対応]

県は、複合災害時においても、周辺及び県内外の住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備することとされている。

8 節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄のヘリポートの場所や指定手続き、現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制の整備

(1) 緊急輸送路の確保体制の整備

市は、市が管理する道路交通関連設備について、緊急時を念頭においた整備に努めるとともに、県、北陸地方整備局及び東日本高速道路（株）等の道路管理者から情報提供を受けて輸送経路を適切に把握し、緊急輸送路の確保体制の整備に努めるものとする。

なお、冬期間の積雪等による交通障害が発生しないよう、緊急輸送路の確保に努めるものとする。

(2) 緊急時の配車、要員配置の整備

市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくよう努める。

[県の対応]

- ① 県は、道路管理者から情報提供を受け、輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めることとされている。
- ② 県は、他の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努めることとされている。
- ③ 県は、他の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努めることとされている。

- ④ 県は、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進することとされている。
- ⑤ 県は、輸送協定を締結した民間事業者に対し、緊急通行車両標章が円滑に交付される事前届け出の周知を図ることとされている。
- ⑥ 県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備に当たって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図ることとされている。

[県警察の対応]

- ① 県警察は、道路管理者及び関係機関と協力し、状況に即した適切な交通規制や誘導を実施できる体制を整備することとされている。
- ② 県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図ることとされている。
- ③ 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めることとされている。

[関係機関の対応]

- ① 交通・鉄道・運送事業者で指定公共機関及び指定地方公共機関は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努めることとされている。

9 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急及び消火活動用資機材の整備

市は、国及び県から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救助・救急及び消火活動用資器材の整備に努める。

2 救助・救急機能の強化

市は県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査及び除染等の原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、原子力災害発生時において、適時・適切に安定ヨウ素剤を服用できるよう、住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急時における配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。

[緊急時における配備体制の整備]

- 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。
- 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

る。

- ・市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた緊急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

6 物資の調達、供給活動

(1)食料・物資の備蓄

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努める。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2)備蓄拠点等の整備

市は、国及び県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

7 大規模・特殊災害における救助隊の支援要請手順等の整備

大規模・特殊災害時には、県は国と連携し、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進することとされていることから、市はあらかじめ県等と調整を図り、救助隊の支援要請の手順、連携方法等を整備する。

10 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 方針

市は、国及び県と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な情報の提供に努めるとともに、住民等に対して必要な情報が確実に伝達かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 情報伝達手段の多重化、多様化

(1) 防災行政無線等の活用

市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

(2) 住民相談窓口の整備

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(3) 情報伝達手段の多重化、多様化

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用による情報の伝達手段の多重化・多様化等の整備に努めるものとする。

3 地域コミュニティによる共助の推進

(1) 地域住民との協力体制の構築

市は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

(2) 要配慮者への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

11 節 行政機関の業務継続体制の整備

1 行政機関の業務継続体制の整備

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性のある業務継続計画体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

12 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

1 方針

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について普及啓発に努めるものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に、市(町村)、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること
- ⑧ 緊急時にとるべき行動
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること

また、市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女およびLGBTQ+（性的少数者）の視点や、多様な状況に応じたニーズの違いを踏まえ、全ての人が適切な支援を受けられるよう十分に配慮するものとする。

2 教育機関等における普及啓発

市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

13 節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修の積極的に活用する等、人材育成に努めるものとする。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関と連携し、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を実施するものとする。さらに、訓練等において研修の成果を具体的に確認する等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に市、国、県等が講じる対策の内容
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

14 節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 訓練計画の策定

市は、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援の下、以下に示す防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 災害拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 住民屋内退避・避難訓練
- ⑧ 消防活動訓練・人命救助訓練

(2) 国等の訓練への参画

原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に市が含まれる場合には、市は、住民避難及び住民に対する情報提供等の市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援の下、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、県及び原子力事業者等関係機関と総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、国（原子力規制委員会等）、県及び原子力事業者等関係機関の協力を受け、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオを作成し、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的やチェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後は専門家による訓練の評価を行う等、改善点を明らかにし、必要に応じて、マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第3章 緊急事態応急対策

- 1 節 基本方針
- 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- 3 節 活動体制の確立
- 4 節 屋内退避、避難等の防護活動
- 5 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等
- 6 節 緊急輸送活動
- 7 節 救助・救急、消火及び医療活動
- 8 節 住民等への的確な情報伝達活動
- 9 節 自発的支援の受入れ等
- 10 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

1 節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 方針

市、県及び防災関係機関は、緊急時及び発電所で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行うものとする。

2 トラブル情報等の通報・連絡及び対応

(1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、原子炉施設にトラブルが発生した場合は、原子力関係法令及び安全協定に基づき、国、県、県内全市町村及びその他必要な関係機関等に通報・連絡する。

(2) 防災関係機関相互の連絡及び対応

市は、国、県及び関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

市は、原子力事業者や国、県からの通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

3 情報収集事態の通報・連絡

(1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、情報収集事態を認知した場合は、原子力関係法令、県及び市町村との安全協定に基づき、国、県、県内全市町村及びその他必要な関係機関等に通報・連絡することとされている。

(2) 防災関係機関相互の連絡

市は、国、県及び関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

市は、原子力事業者や国、県から通報・連絡を受けた事項について、必要に応じて関係する指定地方公共機関に連絡する。

4 警戒事態の通報・連絡及び対応

(1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者は、警戒事態が発生した場合は、原子力関係法令、県及び市町村との安全協定に基づき、国、県、県内全市町村及びその他必要な関係機関等に通報・連絡することとされている。

(2) 防災関係機関相互の連絡及び対応

市は、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、国、県、柏崎市、刈羽村及び原子力事業者と連携し、情報収集を行うものとする。

市は、原子力規制委員会、原子力規制庁、柏崎刈羽原子力規制事務所、県警戒本部・県原子力防災担当部署・地域振興局、新潟地方気象台等から、放射性物質の大気中拡散計算結果や気象情報、その他応急対策活動に必要な情報を独自に入手する。

市は、広報マニュアル等に従い、緊急速報メール、防災行政無線、広報車等のあらゆる情報手段を活用し、必要に応じて住民への広報を行う。なお、広報内容は定時的にきめ細かい内容とする。

[原子力規制委員会の対応]

・警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合には、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。

また、原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、及び重点区域を含む市町村に対し情報提供を行うこととされている。

[県の対応]

・県は、事故発生の通報又は放射線監視における異常検知の報告を受けた時は、必要に応じて、職員を発電所へ派遣する。派遣された職員は現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質

の放出状況又は放出予測等応急対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告することとされている。

- ・ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報することとされている。
- ・ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うこととされている。

5 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡

(1) 原子力事業者等の通報・連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察、PAZ 及び UPZ の市町村・警察署・消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付する。あわせて、安全協定に基づき、所定の様式により、県内全市町村へ通報する。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連絡及び対応

市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に通報する。

[原子力規制委員会の対応]

・ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しや事故情報等について国の事故対策本部内に情報を共有する。

国の事故対策本部は、県をはじめ即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）を含む市町村及び県警察に連絡することとされている。

[県の対応]

・ 県は、原子力防災管理者、原子力規制委員会及び原子力防災専門官から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉通報 FAX 等により、市町村及び消防本部に通報することとされている。

- ・ PAZ を含む市村と同様の情報を、PAZ を含む市村を除く市町村に連絡
- ・ PAZ を含む市村を除く市町村に連絡する際には、PAZ 市村の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を伝達

[事業者の対応]

- ・ 原子力事業者は、施設敷地緊急事態の発生後、速やかに原子力防災センターへの原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じることとされている。

6 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の市の連絡対応

市は、原子力事業者等の原災法第 10 条通報により施設敷地緊急事態発生を把握した場合、応急対策活動等の情報把握のため、以下に示す対応を行うものとする。

- ① 原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ② 指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ③ 市と県が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ④ 国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、災害情報等の連絡)

原子力規制委員会は、原子力防災管理者からの原災法第 15 条通報等により全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。また、原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を行うこととされている。

市は、原子力規制委員会又は原子力事業者等の通報により全面緊急事態発生を把握した場合は、応急対策活動等の情報把握のため、以下に示す対応を行うものとする。

- ① 国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ② 対策拠点施設に派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

7 一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震や津波等の影響に伴い一般回線が使用できない場合は、別途整備した衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

8 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

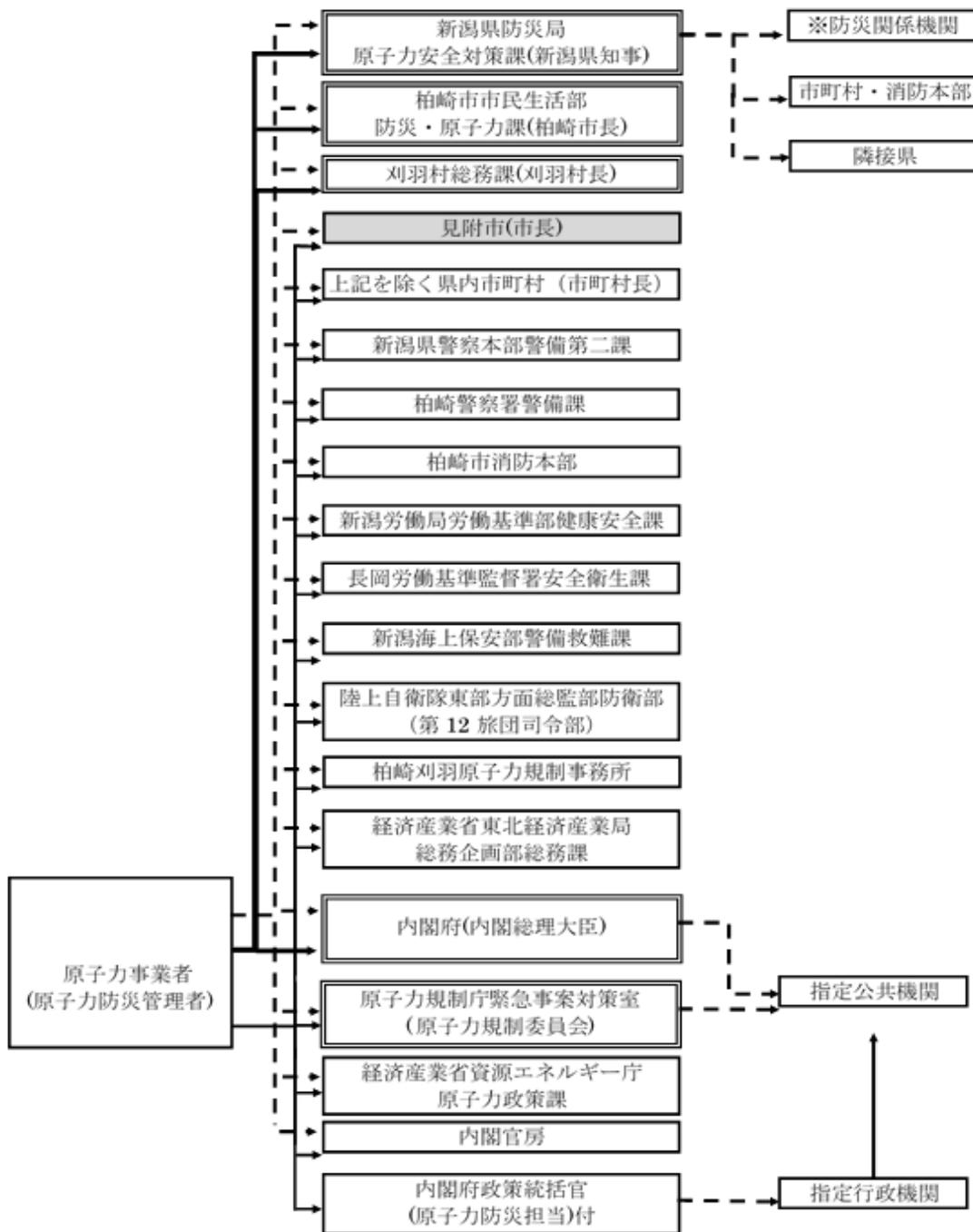
市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力する。

9 気象情報の適切な入手のための活動

市は、新潟地方気象台や民間事業者等と連携し、防護対策の判断材料となる風向きや雪・雨などの気象情報を速やかに入手し、屋内退避・避難等の意思決定を行う。

通報連絡体系図

※原子力災害対策特別措置法第10条第1項、安全協定に基づく通報連絡（発電所での事象発生時の通報経路）



- : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話によるファクシミリ着信の確認
- : ファクシミリによる送信（ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡電話等による連絡

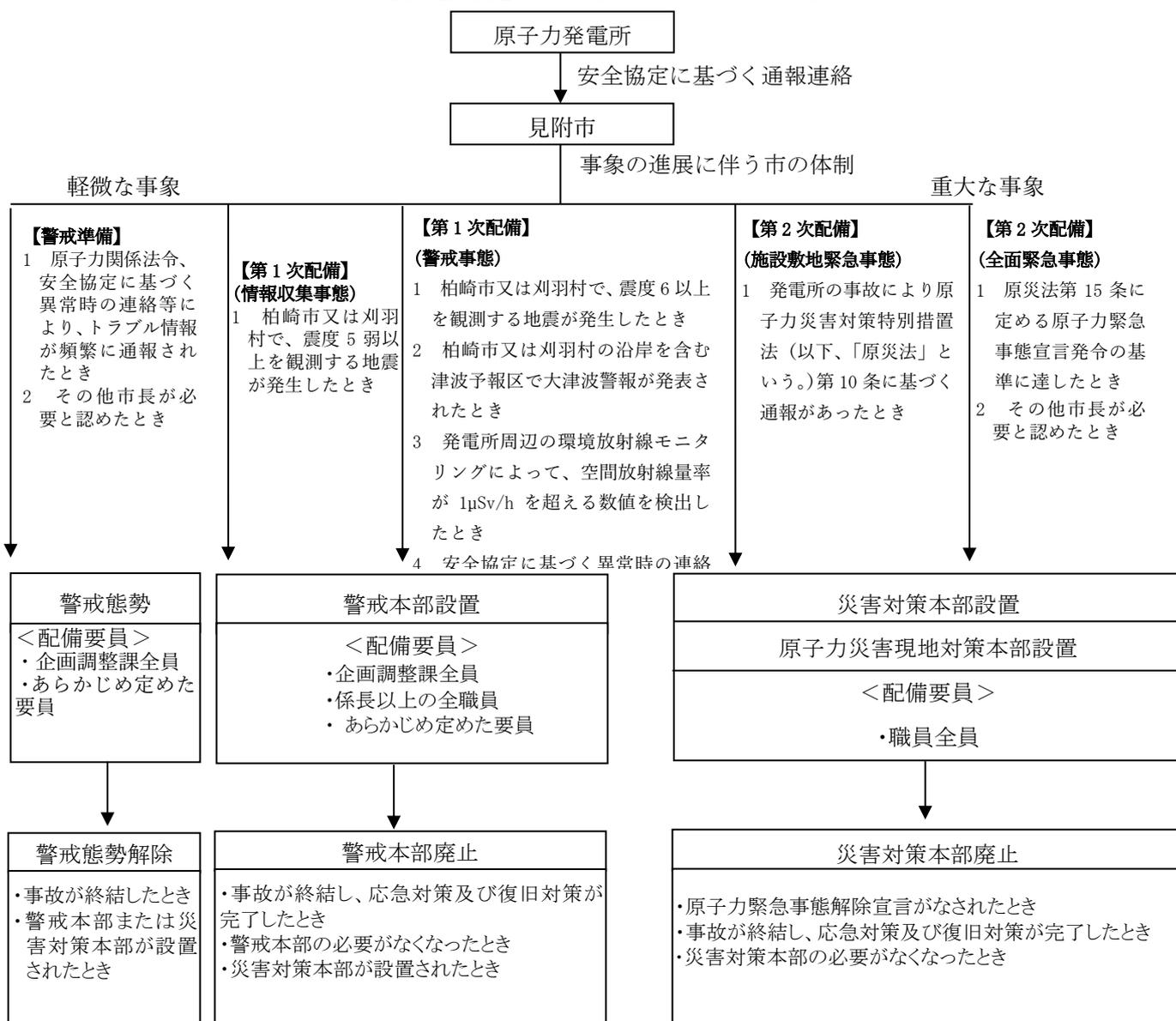
※防災関係機関：第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」・「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

3 節 活動体制の確立

1 方針

市は、緊急時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は警戒本部を設置する。
また、警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模事故等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、適切に対応するものとする。

原子力災害等発生時の見附市の防災体制



2 災害対策本部等の設置基準

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める県の原子力災害対策本部等の設置基準に準拠し、以下のとおり設置基準を設ける。

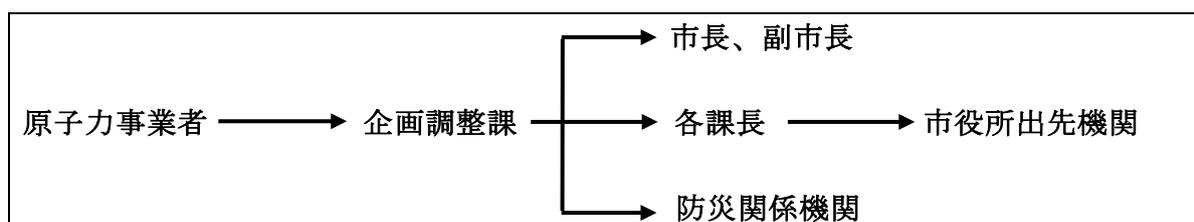
本部等設置基準

配備態勢	設置基準	活動体制 (対象職員)	緊急事態 区分	原子力防災センター (オフサイトセンタ ー)
警戒準備	<ol style="list-style-type: none"> 原子力関係法令、安全協定に基づく異常時の連絡等により、トラブル情報が頻繁に通報されたとき その他市長が必要と認めたとき 	警戒態勢 (企画調整課全員、あらかじめ定めた要員)	—	
第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき	警戒本部 (企画調整課全職員、係長以上の全職員、あらかじめ定められた要員)	情報収集事態	
	<ol style="list-style-type: none"> 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1μSv/hを超える数値を検出したとき 安全協定に基づく異常時の連絡等により警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき その他市長が必要と認めるとき 		警戒事態	原子力事故現地警戒本部
第2次配備	1 発電所の事故により原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第10条に基づく通報があったとき	災害対策本部 (職員全員)	施設敷地緊急事態	原子力事故 現地対策本部 (市現地災害対策本部) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現地事故対策 連絡会議</div>
	<ol style="list-style-type: none"> 原災法15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき その他市長が必要と認めたとき 		全面緊急事態	原子力災害 現地対策本部 (市現地災害対策本部) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力災害合同 対策協議会</div>

3 職員の配備・招集

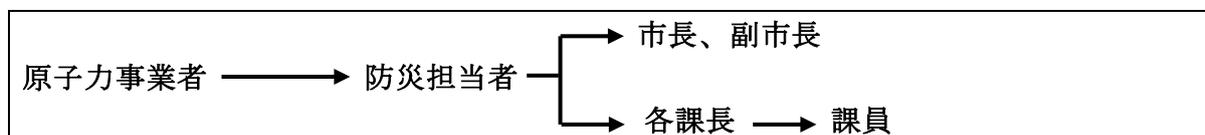
(1) 勤務時間内の配備

勤務時間内に災害が発生した場合、災害対策本部及び現地災害対策本部の指令の下、本部等設置基準に基づき、直ちに応急対策の実施に入る。



(2) 勤務時間外の招集・配備

勤務時間外に災害が予測され又は発生した場合は、災害対策本部及び現地災害対策本部は、災害情報の連絡（夜間・休日）に基づき、職員を招集し応急対策を実施する。



(3) 職員配備の把握、職員派遣

各部長及び副部長は、職員の配備状況及び活動状況を把握し、所属職員のみでは災害対応が困難な場合は、総務部長に応援を求める。

総務部長は、災害の状況及び職員の動員状況等を掌握し、職員の適正配備を行う。特に、現地災害対策本部では人員が少ないことから、迅速に職員派遣を実施し、災害対策本部と一体となった災害対応を行う。

4 警戒態勢の設置

(1) 警戒態勢基準

市は、警戒準備体制の設置基準に該当した時は、直ちに警戒態勢に移る。

(2) 所管事務

警戒態勢における所管事務は、以下のとおりとする。

- ① 発電所の事故に関する情報の収集および関係部局、防災関係機関への情報提供
- ② 国、県及び関係機関との緊密な情報交換
- ③ 警戒本部の立ち上げ準備
- ④ その他必要な事務

(3) 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

- ① 原子力施設の事故が終結し、対策の必要が無くなったと認めたとき。
- ② 警戒本部が設置されたとき。

5 警戒本部の設置

(1) 警戒本部設置基準

市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、警戒本部を設置し、原子力災害対策本部の設置に備える。

(2) 警戒本部(本部室)設置場所

本部は、見附市役所に設置する。市役所が被災し災害対策本部として機能しない場合は、市長が指定する施設とする。

(3) 組織

本部は、以下の組織体制とする。

本部長：市長
副本部長：副市長、教育長
本部長員：本部長の指定する関係部長等

(4) 所管事務

警戒本部における所管事務は、以下のとおりとする。

- ① 発電所の事故に関する情報の収集並びに関係部局、防災関係機関への情報提供
- ② 応急対策の検討、調整及び実施
- ③ 関係機関との連絡調整
- ④ 報道機関への情報提供
- ⑤ 住民等への広報
- ⑥ 原子力災害対策本部の立ち上げ準備
- ⑦ 国等との情報の共有等
- ⑧ その他必要な事務

(5) 本部会議

指示の徹底及び各部の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

- ① 本部会議は、本部長、副本部長及び本部会議要員をもって構成し、本部長が主宰する。
- ② 本部長は、必要に応じて関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- ① 原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認められたとき。
- ② 原子力災害対策本部が設置されたとき。

6 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部設置基準

市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部(本部室)設置場所

本部は、見附市役所に設置する。市役所が被災し災害対策本部として機能しない場合は、市長が指定する施設とする。

(3) 組織

災害対策本部は、見附市災害対策本部条例等の定めるところより、次のとおりとする。ただし、本部長が認めた場合は、新たな班の設置や事務分掌の追加等を行うことができる。また、現地本部長が認めた場合、現地対策本部においても同様とする。

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部員：全課長、上下水道局長、病院事務長、消防長及びその他必要に応じその都度

本部長が指名又は委嘱する。なお、やむを得ず本部員が従事できない場合は、各部の班長等を代理として従事させる。

本部職員：災害対策本部の職員については、あらかじめ市長が指名する

(4) 所管事務

災害対策本部における所管事務は以下の通りである。

- ① 避難及び屋内退避に係る準備情報、勧告及び指示又は解除に関すること
- ② 現地事故対策連絡会議への職員の派遣
- ③ 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
- ④ 複合災害対策に関すること
- ⑤ 本部の出動体制及び解除の決定
- ⑥ 重要な災害情報の収集および伝達
- ⑦ 避難準備情報、避難勧告及び避難指示に関すること
- ⑧ 避難所の開設及び閉鎖
- ⑨ 県及び他市町村との間の相互応援並びに公共団体、自衛隊等の応援要請

- ⑩ 災害対策経費の処理
- ⑪ その他災害対策に関する重要事項

(5) 本部会議

指示の徹底及び各部の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

- ① 本部会議は、本部長、副本部長及び本部会議要員をもって構成し、本部長が主宰する。
- ② 本部長は、必要に応じて、関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 災害対策本部体制の廃止

災害対策本部体制の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

(7) 原子力災害現地対策本部の設置

市長は、災害対策本部の設置と同時に、国の災対策本部との連絡調整のため、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者を本部長（以下、「現地対策本部長」という。）とする原子力災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）を原子力防災センター（オフサイトセンター）に設置する。

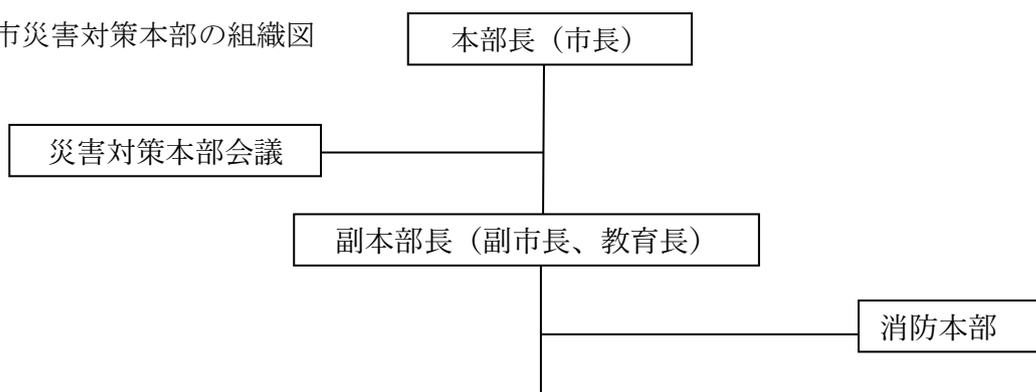
現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部における事務を総括し、現地対策本部職員を指揮監督する。

なお、災害対策本部を廃止した場合は、現地対策本部を廃止する。

(8) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

見附市災害対策本部の組織図



部名	部長	副本部長	班名	班長	班員
総務部	企画調整課長	総務課長 議会事務局長	総務班	企画調整課長補佐	企画調整課員 総務課員 議会事務局員
			情報班	企画調整課長補佐	
			財務班	企画調整課長補佐	
			情報システム班	総務課長補佐	
出納部	会計課長		会計班	会計課長補佐	会計課員
民生部	まちづくり課長	市民税務課長 監査委員事務局長	避難対策班	中央公民館長 市民税務課長補佐	こども課員 まちづくり課員 市民税務課員 教育総務課員 学校教育課員 健康福祉課員 監査事務局員 議会事務局員
			避難者支援班	まちづくり課長補佐 まちづくり課長補佐	
			家屋調査班	市民税務課長補佐	
福祉保健部	健康福祉課長		福祉保健班	健康福祉課長補佐	健康福祉課員
産業部	農林創生課長	地域経済課長	農林班	農林創生課長補佐	農林創生課員
			商工班	地域経済課長補佐	地域経済課員
建設部	建設課長	都市環境課長	建設班	建設課長補佐 都市環境課長補佐	建設課員 都市環境課員
			生活衛生班	都市環境課長補佐	
上下水道部	上下水道局長		水道班	上下水道局次長	上下水道局員
			下水道班	上下水道局次長	
教育部	教育総務課長	学校教育課長 こども課長	教育総務班	教育総務課長補佐	教育総務課員 学校教育課員 こども課員
			学校教育班	学校教育課長補佐	
			幼児保育班	こども課長補佐	
医療部	病院事務長		庶務班	病院次長	市立病院職員
			治療班	病院次長	
			看護班	看護部長	

災害対策本部分掌事務

部名	班名	業務分掌
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1.本部の設置及び廃止に関する事。 2.本部会議及び本部の庶務に関する事。 3.防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 4.各部との連絡及び応援職員の調整に関する事。 5.無線通信の統括に関する事。 6.車両の確保及び配車に関する事。 7.県への連絡及び被害報告に関する事。 8.県、他市町村への応援要請及び受入れ調整に関する事。 9.災害救助法、県災害救助条例、見附市災害救助条例に関する事。 10.自衛隊等の応援要請、受け入れ態勢に関する事。 11.職員の被災状況の把握に関する事。 12.ヘリポートの設置に関する事。 13.町内会及び自主防災組織との連絡調整に関する事。 14.本部内における相互応援協定及び他団体からの応援職員の派遣調整に関する事。 15.災害時における職員の健康管理に関する事。 16.国その他関係機関に対する説明資料の作成に関する事。 17.災害関連死の認定に関する事。 18.市議会との連絡に関する事。 19.東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関する事。 20.(原子力災害)職員の被ばく管理に関する事。 21.(原子力災害)防護対策地区内住民の輸送に関する事。 22.その他、各部に属さない事項。
	情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1.被害状況の収集、集計に関する事。 2.河川情報、気象情報等の収集及び伝達に関する事。 3.警報の伝達、避難の指示等に関する事。 4.各指定避難所に対する災害関連情報の提供に関する事。 5.市民への広報に関する事。 6.報道機関との連絡調整に関する事。 7.災害記録に関する事。 8.国、県等との陳情、視察等に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 9.市のホームページの更新に関すること。 10.所要見舞者の応接に関すること。 11.(原子力災害)退避・避難の勧告、指示又は解除に関すること。 12.(原子力災害)放射性物質による汚染状況調査等に関すること。 13.(原子力災害)県の緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること
	財務班	<ul style="list-style-type: none"> 1.災害対策に係る予算の編成及び執行管理に関すること。 2.市有財産の被害調査に関すること。 3.義援金の給付配付に関すること。 4.災害弔慰金等の支給に関すること。 5.災害援護資金に関すること 6.被災者生活再建支援金に関すること。 7.被害状況及び損害額の集計の取りまとめに関すること。 8.災害時における予算及び資金の管理に関すること。 9.災害対策基金の管理運用に関すること。 10.激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の適用に関すること。 11.(原子力災害)各部の応援に関すること。
	情報システム班	<ul style="list-style-type: none"> 1.市所有の情報システムの機能確保に関すること。 2.システム・インフラの復旧に関すること。 3.庁舎内システム・インフラの動作状況及び被害調査に関すること。 4.代替拠点施設の被害調査に関すること。 5.ICT資源の確認及び確保に関すること。
出納部	会計班	<ul style="list-style-type: none"> 1.災害時における出納、経理に関すること。 2.救援資金及び見舞金の受入れに関すること。 3.被災者に対する納期限の延長に係る指定金融機関との調整に関すること。 4.(原子力災害)各部の応援に関すること。
民生部	避難対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1.指定避難所の開設に関すること。 2.避難者救護に関すること。 3.避難者名簿の作成に関すること。 4.指定避難所施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5.(原子力災害)退避・避難所の設営及び被災者の収容に関すること。 6.(原子力災害)災害地域住民等の記録に関すること。 7.仮設トイレの設置に関すること。

	避難者支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1.被災者に対する応急品の給与に関する事。 2.救援物資の受入れ及び配付に関する事。 3.ボランティアに関する事。 4.外国人の被災調査に関する事。 5.被災外国人に対する支援に関する事。 6.食糧確保及び緊急炊き出しに関する事。 7.(原子力災害)各部の応援に関する事。 8.遺体の収容及び埋火葬に関する事。
	家屋調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1.被災世帯(家屋)の調査に関する事。 2.被災者台帳の作成に関する事。 3.り災証明に関する事。 4.被災者に対する市税の納税猶予、納期限の延長及び減免に関する事。 5.(原子力災害)各部の応援に関する事。
福祉 保健部	福祉保健班	<ol style="list-style-type: none"> 1.要配慮者の救助に関する事。 2.被災者相談所の開設に関する事。 3.人的被害状況の調査に関する事。 4.被災者に対する福祉相談に関する事。 5.重傷者名簿の作成に関する事。 6.安否情報の収集に関する事。 7.要配慮者被災者世帯訪問による被災状況の把握及び相談支援に関する事。 8.被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関する事。 9.被災者に対する介護保険料の納付猶予、納期限の延長及び減免に関する事。 10.被災者に対する国民健康保険税の納税猶予、納期限の延長及び減免措置の検討に関する事。 11.国民健康保険、後期高齢者医療保険、医療費助成に係る一部負担等の減免措置検討に関する事。 12.社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関する事。 13.医療施設の災害対策及び被害調査に関する事。 14.福祉避難所の開設、運営及び閉鎖に関する事。 15.感染症予防及び防疫対策に関する事。 16.看護班の編成及び傷病人の応急救護に関する事。 17.保健衛生用資機材の調達及び防疫用薬剤に関する事。 18.保健医療情報の収集に関する事。 19.保健衛生活動の実施に関する事。

		<p>20.被災者の入浴支援に関すること。</p> <p>21.被災者に対する栄養指導に関すること。</p> <p>22.被災者の精神保健指導に関すること。</p> <p>23.原子力災害医療の協力に関すること。</p>
産業部	農林班	<p>1.農林施設及び農地、農作物の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>2.治山、砂防等の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>3.被災農業者に対する災害融資に関すること。</p> <p>4.農林関係機関・団体との連絡調整に関すること。</p> <p>5.災害時における家畜伝染病の防疫に関すること。</p> <p>6.(原子力災害)農林水産物の採取出荷制限に関すること。</p> <p>7.(原子力災害)各部の応援に関すること。</p>
	商工班	<p>1.商工業者の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>2.被災商工業者に対する災害融資に関すること。</p> <p>3.商工関係機関・団体に対する災害関連情報の提供に関すること。</p> <p>4.災害時における雇用確保に関すること。</p> <p>5.(原子力災害)各部の応援に関すること。</p>
建設部	建設班	<p>1.土木施設の災害防止及び復旧に関すること。</p> <p>2.道路、橋梁、その他土木施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>3.公共交通機関との連絡調整、交通途絶箇所、迂回路線の公示に関すること。</p> <p>4.土木災害応急機材の調達に関すること。</p> <p>5.水防活動の連絡調整に関すること。</p> <p>6.建築物、宅地等の応急復旧及び応急危険度判定に関すること。</p> <p>7.市営住宅等の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>8.応急仮設住宅に関すること。</p> <p>9.建設業者との連絡調整に関すること。</p> <p>10.住宅被災者の公営住宅への特定入居に関すること。</p> <p>11.(原子力災害)各部の応援に関すること。</p>
	生活衛生班	<p>1.清掃並びに塵芥及びし尿処理に関すること。</p> <p>2.廃棄物の処理に関すること。</p> <p>3.企業の公害発生防止指導に関すること。</p> <p>4.死亡獣畜等の処理に関すること。</p> <p>5.ねずみ族、害虫等の駆除に関すること。</p> <p>6.衛生施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>7.愛玩動物に関すること。</p>

		8.(原子力災害)各部の応援に関する事。
上下水道部	水道班	1.水道施設の災害対策及び応急復旧対策に関する事。 2.水道施設の被害調査に関する事。 3 飲料水の確保及び給水に関する事。 4.飲料水の水質管理に関する事。 5(原子力災害)飲料水の摂取制限に関する事。
	下水道班	1.下水道施設の災害対策及び応急普及対策に関する事。 2.下水道施設の被害調査に関する事。 3.排水施設の管理及び運転に関する事。 4.農業集落排水施設等の被害調査及び報告に関する事。 5.(原子力災害)各部の応援に関する事。
医療部	庶務班	1.医療救護対策に関する事 2.関係医療機関との連絡調整に関する事。 3.救護病院の開設及び管理に関する事。 4.原子力災害医療の協力に関する事。
	治療班	1.災害時の医療救護に関する事。 2.原子力災害医療の協力に関する事。
	看護班	1.災害時の病人、負傷者の看護に関する事。 2.原子力災害医療の協力に関する事。
教育部	教育総務班	1.教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2.学用品の調達あっせんに関する事。 3.部内の連絡調整に関する事。
	学校教育班	1.学校教育の確保に関する事。 2.児童、生徒の避難に関する事。 3.災害時における応急教育に関する事。 4.各校の単位 PTA 等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関する事。 5.児童生徒及び教職員の被災状況調査に関する事。 6.PTA 連合会への協力要請及び連絡調整に関する事。
	幼児保育班	1.保育児童の被災状況調査に関する事。 2.被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する事。 3.保育園児の避難に関する事。
消防本部		1.消火、救急、救助等、消防に関する事。

7 対策拠点施設との連携

(1) 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生のお知らせ後の対応

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、原子力防災専門官及び原子力事業者等から情報等を得るなど連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

また、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

なお、市は、派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、あらかじめ定めた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、あらかじめ定めた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

8 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生のお知らせがなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

9 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結している応援協定等を参考に、県や関係市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

10 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し撤収要請を要求するものとする。

11 原子力事業者の派遣要請等

市は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対して説明員の派遣を要請するものとする。

12 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくの可能性がある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達に協力を要請するものとする。

国の現地対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

市は、防災業務関係者の放射線防護について、あらかじめ定められた緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき、以下に示す対応を実施するものとする。

- ① 県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。
- ② 放射線防護を担う班は、原子力防災センター（オフサイトセンター）等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。
- ③ 応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ④ 防災業務関係者の安全確保のため、原子力防災センター（オフサイトセンター）等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

13 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

[国の対応]

- ・ 国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

4 節 屋内退避、避難等の防護活動

1 方針

市は、緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命並びに身体を原子力災害から保護するため、避難、屋内退避等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図るものとする。

2 屋内退避、避難等の指標

原子力災害対策指針、国の定めるマニュアル等及び見附市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施する。

放射線による被ばくを可能な限り抑えるため、計測可能な判断基準のほか、気象条件、放射性物質の放射性物質拡散予測情報等も活用する。

3 屋内退避、避難等の指示体系

原子力災害が発生した場合、国、県、市町村、防災関係機関及び原子力事業者等は、現行法令に従い、緊密に連携した対応を執る必要があることから、現行法令に基づき、次の対応を執ることとする。

(1) 内閣総理大臣から屋内退避、避難指示を受けた場合

市は、内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示を受けたときは、当該指示の内容に従い屋内退避、避難の指示を行う。

(2) 内閣総理大臣から屋内退避、避難指示がない場合

① 市長

市長は、内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示がない段階で、緊急に屋内退避等が必要と判断したときは、災対法第60条に基づき屋内退避、避難指示等を行う。

災対法第60条に基づいた屋内退避、避難指示を行う場合、国、県及び関係市町村と緊

密な連携を図るものとする。

② 知事

知事は、見附市において屋内退避、避難指示等に係る事務を行うことができない場合は、災対法第60条第5項、原災法第28条第2項に基づき、見附市長に代わり屋内退避、避難指示の代行を行う。

4 屋内退避、避難誘導等の対応方針

市は、国及び県と連携し、原子力災害対策指針、国の定めるマニュアル等及び見附市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画を踏まえ、UPZ内の住民等に対する屋内退避や避難のための立ち退きの勧告、指示の連絡、確認等の必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

またあわせて、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請するものとする。

[屋内退避・避難等実施の際に参照すべき事項]

- ① 風向きや気象条件（雨や雪）
- ② 放射性物質の放射性物質拡散予測情報
- ③ 県等が避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータ
- ④ 原子力災害対策指針を踏まえた国の指導、助言、指示
- ⑤ 放射性物質による汚染状況調査

[UPZ内の屋内退避・避難の対応方針]

- ① 風向きや気象条件（雨や雪）、県等が避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータを基に、必要に応じ、段階的な屋内退避を実施するものとする。
- ② その後、状況に応じ避難を要する場合は、風向きや気象条件（雨や雪）、放射性物質の大気中拡散計算結果、県等が避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータを基に、段階的避難を実施するものとする。
- ③ 避難区域は、地域の実情やコミュニティ、町内会等も考慮し決定するものとする。
- ④④ 共有地図のメッシュ等を活用し、円滑な避難・屋内退避を実施する。
- ⑤ 新型コロナウイルスを含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

5 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針、指示に従い、直ちに服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、住民への配布・服用指示、医師・薬剤師の確保等その必要な措置を講じるものとする。

【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は、県、市町村が指示することとされている。

市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

6 学校等施設における屋内退避等の対応

学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、屋内退避や避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた屋内退避、避難計画等に基づき、教職員等が責任を持って対応をするものとする。

また、避難にあたっては、教職員等の引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとし、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、避難対象区域を含む市に対し速やかにその旨連絡するものとする。

7 不特定多数の者が利用する施設における対応

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し屋内退避、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、避難させるものとする。

8 避難地域の決定、避難誘導等

(1) 避難先候補地の選定

市は、市町村による原子力安全対策に関する研究会で検討した風向きごとの広域避難パターン等を考慮し、県が最終調整した複数の避難先候補地を住民に周知するものとする。

(2) 避難実施時の避難先の選定

避難等を行う必要が生じた場合は、あらかじめ選定した避難先候補地を参考に、原子力防災センター（オフサイトセンター）内で開催される原子力災害合同対策協議会で調整する。

なお、緊急の必要により、市長が避難指示を出す場合は、あらかじめ県が最終調整した複数の避難先候補地の中から、風向きや気象情報、放射性物質の大気中拡散計算結果等を用いて決定する。

避難先の決定後は、速やかに地域住民へ伝達し、迅速な避難を実施する。

(3) 避難誘導、避難支援

市は、自家用車避難を前提とした住民等の円滑な避難実施に当たり、国、県等の関係機関と連携し避難誘導や避難支援を行うものとする。

[避難誘導、避難支援等における主な対応方針]

- ① 自家用車避難を前提とする。また、交通渋滞を避けるため、自家用車の相乗りを推奨する。
自家用車で避難できない住民は、市があらかじめ示す一時集合場所へ参集の上、避難バス等で避難する。
- ② バス事業者に対し避難用車両等の確保を要請する。また、避難用車両等が不足する場合は、県を通じて、必要な避難用車両等を確保する。なお、県において、国、隣接県、県内市町村及びバス事業者と調整の上、迅速かつ確実な避難車両の確保に向けた新たなルールが構築された場合には、新たなルールに基づき避難車両の確保を行う。
- ③ 避難路は、幹線道路、高速道路を主体とし、高速道路が使用できる場合は、高速道路を積極的に活用する。実際の避難路は、避難受入市町村及び受入施設の決定後、国や県、東日本高速道路（株）から入手した渋滞情報などの交通情報並びに道路情報を踏まえ、県、県警察、他市町村と最終調整のうえ決定する。
- ④ 自家用車や避難用バスのほか、必要に応じ、船舶、鉄道及びヘリコプター等を活用するため、関係機関と適切に調整を図り、輸送手段の確保を行う。

- ⑤ 県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた計画に基づいて住民避難を実施するとともに、避難受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。

(4) 避難に資する情報提供

市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて避難やスクリーニングポイント、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、市は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(5) 避難実施状況の確認

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難経由所又は避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(6) 市の区域を越えた避難

市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力の下、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう調整することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

(7) 愛玩動物の避難

市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による愛玩動物との同行避難を呼びかけるものとする。

9 避難先における避難者支援

(1) 避難者の情報の早期把握

市は、それぞれの避難所の避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市及び県に提供するものとする。

(2) 避難受け入れ・避難所運営

市は、避難先に職員を同行させ、県及び受入市町村と連携し、各避難所等の適切な運営・管理に協力するものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、物資等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。

市は、県及び受入市町村と連携し、避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

市は、避難所等における相談窓口体制についても整備する。

[避難所運営にあたっての配慮事項]

- ① 市は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- ② 市は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
特に、高齢者、障がい者、子ども等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- ③ 市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- ④ 市は、県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- ⑤ 市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き屋等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- ⑥ 市は避難所において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部

局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

10 避難行動要支援者の避難支援

(1) 方針

市は、災害時に避難行動要支援者名簿等を活用できるよう、平時からの状況把握に努めるものとする。

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援態勢、応急仮設住宅や旅館・ホテル等の民間宿泊施設への優先的入居に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 避難実施

市は、情報収集事態が発生した場合など、必要に応じ、早期に要配慮者の避難準備に着手する。在宅の避難行動要支援者の避難・屋内退避を「見附市避難行動要支援者等避難支援計画」に基づき、近隣住民、民生委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により実施するものとする。

また、市は全面緊急事態が発生した場合、避難車両の手配を開始する。

なお、病院等医療機関、社会福祉施設等から避難車両の確保や避難先の福祉避難施設の調整等の要請があれば、国、県及び関係機関に避難支援を要請するものとする。

[病院等医療機関の対応]

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させるものとする。

[社会福祉施設の対応]

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

11 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう市現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

12 物資等の供給

(1) 生活必需品等の調達・確保

市は、被災者の生活の維持のため必要な物資等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(2) 国等への物資支援要請

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

13 治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

5 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

市は、住民等に対する UPZ 内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。

市は、原子力災害指針に基づいた O I L を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

6 節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
- 第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急時応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急時応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ① 救助、救急、医療及び救護の活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、避難者等
- ③ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ 避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 飲食物等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

市は、以下の事項に配慮した緊急輸送体制を整備するものとする。

- ① 関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ② 人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を

要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村へ支援を要請する。

- ③ ②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

市は、原子力災害合同対策協議会において、交通規制にあたる県警察や他の道路管理者と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

7 節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 救助・救急及び消火活動のための資機材確保

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間事業者からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 消防庁、県、原子力事業者等への要請

市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 広域消防応援、緊急消防援助隊等への要請

市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援、緊急消防援助隊の出動等を県又は県代表消防本部に対し、要請する。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市町村への進入経路及び集結（待機）場所

2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査及び除染等の原子力災害医療について協力するものとする。

8 節 住民等への的確な情報伝達活動

1 方針

市は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動の実施に努めるものとする。

また、市は、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備するものとする。

2 住民等への情報伝達活動

(1) 住民に対する的確な情報提供

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じるできないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をできるかぎり抑えるため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 情報の一元化・広報文例の整備等

市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 住民等への情報提供活動にあたっての留意事項

市は、以下の点に留意した情報提供を行うものとする。

- ① 役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に

関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

- ② 原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。
- ③ 情報伝達に当たって、防災行政無線、緊急速報メール、FAX、広報車、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

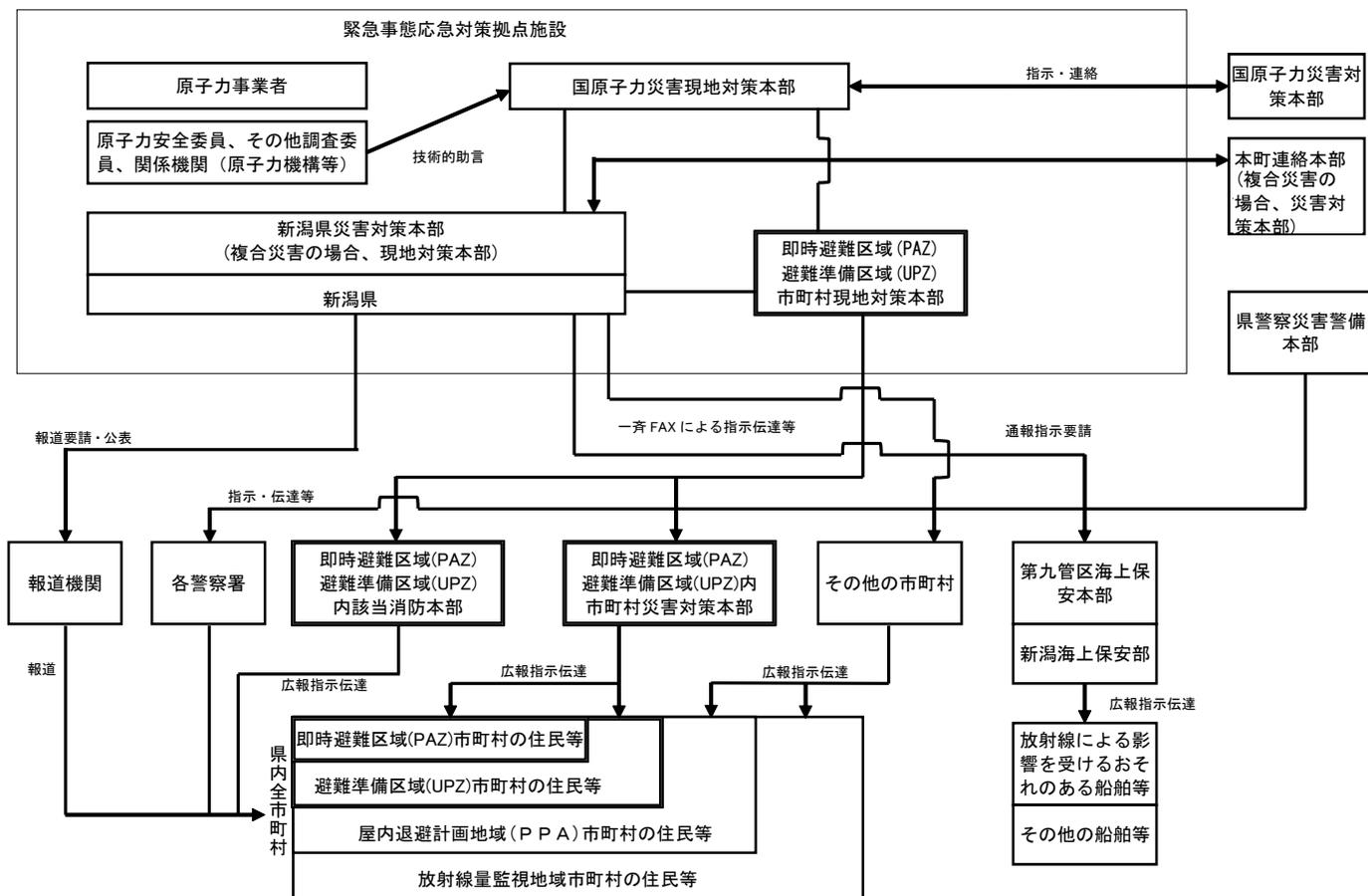
- ④ 避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

3 住民等からの問合せに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利権益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、他市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図



※新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）より

9 節 自発的支援の受入れ等

市は、国内・国外から寄せられる多くの善意の支援申し入れに対し、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

市、国、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付や調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに高齢者等の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民及び企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民、企業等に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

市は、国民及び企業等に対し、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法が図られるよう情報発信するものとする。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の受入れ及び配分について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

10 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

1 方針

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

2 市及び関係機関等の活動

県及び事故発生場所を管轄する市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

[原子力事業者等の活動]

原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うこととされている。

- ①消火及び延焼の防止の措置
- ②立入制限区域の設定
- ③モニタリングの実施
- ④核燃料物質による汚染及び漏えいの拡大防止及び除去対策の実施
- ⑤付近にいる者の避難
- ⑥放射線障害を受けた者の救出及び避難等の措置
- ⑦その他放射線障害の防止のために必要な措置等

[県の活動]

県は事故の通報を受けた場合、直ちに消防庁に即報するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導の下、市町村、消防機関及び県警察の協力を得て、必要に応

じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じることとされている。

[消防機関の活動]

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施することとされている。

[県警察の活動]

事故の通報を受けた県警察は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施することとされている。

第4章 複合災害対策

- 1 節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営
- 2 節 複合災害時における応急対策

1 節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営

1 方針

複合災害時には、災対法に基づく災害対策本部又は市の対応方針に基づく警戒本部を設置する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制は、本節に準じる。

2 災害対策本部等の設置基準

第3章3節2に準じる

3 警戒態勢の設置

(1) 警戒態勢基準

市長は、警戒準備態勢の設置基準に該当したときは、直ちに警戒体制に移る。

(2) 組織、所管事務、警戒態勢の解除

第3章3節4に準じる。

4 警戒本部の設置

(1) 警戒本部設置基準

市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、直ちに警戒本部を設置し、災害対策本部の設置に備える。

(2) 警戒本部の設置場所

本部は、見附市役所に設置する。市役所が被災し災害対策本部として機能しない場合は、市長が指定する施設とする。

(3) 組織、所管事務、本部会議及び警戒本部の廃止

第3章第3節5に準じる。

5 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の設置場所

本部は、見附市役所に設置する。市役所が被災し災害対策本部として機能しない場合は、市長が指定する施設とする。

(3) 組織、所管事務、本部会議、災害対策本部の廃止及び原子力災害現地災害対策本部

第3章第3節6に準じる。

2 節 複合災害時における応急対策

1 方針

市は、複合災害時において原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることが考えられるため、下記の事項について特に留意して対応する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の対応は本節に準じるものとし、複合災害時の対応等についてこの章に定めるもののほかは第3章によるものとする。

2 情報収集・連絡

市は、県及び防災関係機関と協力し、専用回線、衛星回線、防災行政無線、ヘリコプターテレビ伝送システム等を活用し、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行う。

3 緊急時モニタリング

市は、県が実施する「複合災害時における緊急時モニタリング」に協力する。

[県の対応]

県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの被災状況の確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意することとされている。

- ・モニタリングポストが被災した場合、県のモニタリング車や可搬型モニタリングポスト等の代替測定により対応する。

また、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、緊急時モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。

- ・道路の被災状況やモニタリング要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、国の緊急時モニタリング実施計画の策定に協力する。
- ・モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、国及び原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づき要請を行うなど、緊急時のモニタリング設備や体制を確保する。

4 周辺住民等への情報伝達活動

市は、大規模自然災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。

市は、大規模自然災害等による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること、広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。

市は、住民等の不安解消や混乱の防止のための問合せ窓口を増設するなど、体制を強化する。

5 避難・屋内退避等

(1) 避難・屋内退避等の対応方針

市は、県と協力し、大規模自然災害等が発生した場合の避難・屋内退避等の防護措置は、第3章4節を基本とした上で、情報収集した大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、適切に対応する。また、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等を初期段階で検討する。

[県の対応]

- ・県は、広域避難にあたっては、市町村、防災関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難車両等について、市町村に対して示すこととされている。

(2) 避難誘導時の配慮

市は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるとき

は、避難誘導にあたり十分注意する。また、大規模自然災害等による広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。

(3) 避難・屋内退避所の運営

市は、大規模自然災害等による避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。

市は、県と協力し、防災関係機関と協力し、避難・屋内退避の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保及びこころのケア等について、対策を実施する。

市は、県と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達する。

[受入市町村の対応]

- ・避難者を受入れる市町村は、避難所における混乱を避け指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所は、可能な限り別々に設置することとされている。

[県の対応]

- ・県は、避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を越えた対応を行うこととされている。

6 原子力災害医療

市は、県が実施する複合災害時における原子力災害医療に協力する。

[県の対応]

- ・県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努めることとされている。
- ・県は、複合災害時の救護所運営やスクリーニング実施に当たって、混乱が生じないよう対応することとされている。
- ・県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送・服用計画を作成することとされている。

7 緊急輸送活動

市は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県及び指定地方行政機関等と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路、輸送手段を確保する。

市は、県と協力し、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握する。

[県の対応]

- ・ 県は、災害の規模や放射性物質の拡散状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等を含めた搬送手段の調整を行う。また、状況の進展に備えて、臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機される等の対応を行うこととされている。

8 救助・救急及び消火活動

市、消防本部及び県は、大規模自然災害等の被災によって、救助・救急及び消火活動に当たる要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

なお、要請先へは、発電所、避難・屋内退避等の防護対策及び放射線物質の状況について、情報提供する。

第5章 原子力災害中長期対策

- 1 節 基本方針
- 2 節 復旧・復興対応
- 3 節 被災者等の生活再建等の支援
- 4 節 産業等への支援
- 5 節 心身の健康相談体制の整備

1 節 基本方針

本章は、緊急的な避難等が完了した段階、あるいは原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

2 節 復旧・復興対応

1 方針

市は、緊急的な避難等が完了した段階、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

2 復旧・復興対策の実施

(1) 避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

(2) 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

(3) 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

(4) 災害地域住民に係る記録等の作成

市は、緊急時応急対応を実施する段階より、継続的に災害地域住民に係る記録を作成するものとする。

① 災害地域住民の記録

避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

②災害対策措置状況の記録

被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

3 節 被災者等の生活再建等の支援

(1) 生活資金等の支援の仕組み構築

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 相談窓口体制の整備

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 災害復興基金等による支援制度の整備

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。

(4) 復興計画の策定

市は、復旧・復興対策の長期化が想定される場合には、福島第一原子力発電所事故や中越大震災の教訓等を踏まえ、長期的な視点に基づいた復興計画を策定するものとする。

4 節 産業等への支援

(1) 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、科学的根拠に基づく広報活動を行うものとする。

(2) 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

5 節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

見附市地域防災計画 (原子力災害対策編)

編集発行

見附市防災会議

見附市企画調整課

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

電話 0258-62-1700 (代表)

FAX 0258-63-1006
